

且つは日本の家屋は西洋の家屋に比して誠に構造から不完全であるから室内の温度は動ともすると冷却する、此際母の温い体内を出た許りの初生児が西洋で用ゐる三十五六度位の微温な産湯を行はせたなら何うでわらうか、少し手間取つたら忽ち血温(攝氏三十七度)よりも温度が下り、夏向きならまだしもよいが、寒中でいもあつたら赤子の身体は俄に冷却して再び元のやうに温めるには容易でない萬一温めやうでも不充分であつたら生力次第に弱つて取返しのかぬ一大事を醸すに至るであらう、故に日本で初生児に行はせる産湯は夏と冬とを斟酌して攝氏參拾八九度位の温度と定め、大人が其の湯へ手を入れたら丁度心持ちよく温かに感ずる位即ち熱からず、ぬるからずと云ふ度合ひとするが宜い、尙日本人が熱い湯へ浴る事に就

て衛生上矢笠しい説もあるが、私は寧ろ日本人の爲めには熱い湯の方が衛生上の利益ある事と信ずる其の理由は次回にお咄し致さう

貞一の日記(明治卅六年五月)(抜萃)

その母

明治三十八年四月廿四日 佐々木先生來診せられ食物平生の通に復してよろしと、牛乳は明朝より、二〇〇瓦に増すべしとなり。

四月廿五日

体温 朝 卅六度六分 晝 卅七度一分 夕

卅六度

夕食の折、安田さん、箸をもつて、喰べさせようとしたるに、箸をとりあげて、母に渡さんとし、受取らざりしかばひつくりかへりて泣く、

朝食 牛乳 二〇〇瓦 パン二切

晝食 粥一椀 魚肉十匁 牛乳 五〇瓦

かやつ 牛乳 一五〇瓦 パン二切

夕食 粥一椀 魚肉十匁 牛乳五〇瓦

四月廿七日 小原先生來診せらる、天氣よろしき

時は、もはや外に出ても宜しく、又四五日様子

を見て、異常なくば、湯に入れてもよしと、

今日はじめて、ヤー／＼といふ、安田さんを呼

ぶつもりとは、心づかぬ故、返事もせざりしに、

傍によりて、膝をゆすぶりて、答を促す様子故、

漸く心付きて、返事したれば、安心して止めた

り、

父さん 御歸になつたら、どうするのときけば、

手をつきて御辭儀す 母さん御歸りになつたら

ときけば、ヤン／＼といふ、幾度御辭儀するのと

いつてもイヤ／＼ヤン／＼といふ、これはい

つでも母がかへれば、嬉しくて泣くなり、

四月廿九日 始めてカー／＼とつゞけていふ、

元氣日に増し宜し、

五月一日 今日より、牛乳を一日、五〇〇瓦にす、

五月四日 トとテの間の音を出す、ガッ／＼

といふ 學校のつもりなるべし

五月七日 チヨウ／＼、ポー／＼ といふ、安田

さんが ぬひ物をして居るのを見て、手眞似を

なす

五月八日 コン／＼(ピアノ)で何をひくのときけ

ば、チヨウ／＼といふ、まだ何をひくのとは

ば クワツ／＼(御池の蛙は)といふ

五月九日 千葉より 曾祖母の君いらせらる、真

一は見なれぬ年奇なれど、直ちに膝にかけ上り

抱かれたり、又ヨイシヨとかけごゑして、相撲をとりに行く、

五月十日 此頃父が座敷の短冊ばさみの前に行

き 東久世伯の 戈とりて月見る夜牛になく雁

の聲雲井まできこえけるかなといふ歌、落合直

文氏の たらちねの杖にとおもふ我ために一も

とゆるせ庭のたかむら といふ歌を 朗讀せし

に其後 毎日父母 または安田さんを促して、其

前にたゝせよめ〜といふ、たらちねといへば

その方の短冊を指し 戈とりてと、よめば其の

短冊を指す、其後ピアノの室に拳舒夜雨青山巖

心吐春風碧樹花 といふ軸と 屏風のはりませ

の中に 東風さそふ朝やこがねの花しづくとい

ふ俳句ありしを、これも何時かきゝおぼえて、

それ〜に指さす、

五月十一日 牛乳を百瓦増す 即ち

朝食 パン 牛乳 二〇〇瓦

晝食 粥 全 一〇〇瓦

ふやつパン 全 二〇〇瓦

夕食 粥 全 一〇〇瓦

五月十三日 香の物をコーコ、下駄をカツコ、靴

をクツクといふ、わざ〜教へしにわらず、何

時かきゝおぼえたるなり、今日より貞ちゃん

御友達として、子供四匹をつれたる カナリヤ

が家族に加はる、

安田氏と父につれられ、青年會館の音楽會に行

く、コチロンの舞踏あり きゝなれし曲として、

得意氣によるこぶ

小原先生に行き 体量を計りて頌く

九六五〇〇、瓦ありさ

五月十四日 午後より父母安田さんと皆々つれだ

ち 日比谷公園に行く、芝生の上にてよろこび
 かけまわりて、遊び居りしが 書生の一群 芝
 生の上に まとゐりて琵琶歌を うたひつゝあ
 りしを ふと見つけておのれもそこに座りて聽
 き居りしが、家にかへらんと、手を引きたつれ
 ど中々たゝず、イヤ〜といつては、草をむし
 る、

手拭をテンテ 箸をはしといふ、

五月十五日 此頃云ひ得ることは

- パ(麵麩) ジャー(飲料) オト、(魚) アジ
- (鱒) ハシ(箸) コーコ(香物) フ(麩) マン
- マ(食物の總稱) ヤー(安田さん) カー(母)
- トー(父) ババ(老婢) バツバ(煙草) ダイ
- (食卓) アツカ(ランプ) テ、(手) アシ又ハ

- アンヨ(足) タータ(足袋) 又アツカタータと
- いふ事よりアツカともいふ クク(靴) バツチ
- (汚き物) コン〜(ピアノ) カツコ(下駄) テ
- フテフ ガツコー(學校) エン(遠方)
- 以上名詞

- ワン〜(犬) ニヤン〜(猫) ヒン〜(馬)
- モー(牛) チユウ〜(雀) ガー(鳥) ポー
- (瀝罐車) ゴー(電車) シユツ〜(瀝車) ガ
- 〜(車) プツプツ(兵隊) アーウー(豆腐)
- 屋) ヤン〜(自分の泣き聲) チー(父の叱る)
- ミーといふ聲) ブク〜 以上自然語

五月十七日アツチ(方角) ジャイ(イタイ時)コワ
 レタ時) などいふ桃太郎さんの御話とて、おぢ
 いさんはといへば エン〜 おばあさんは
 ウンウ(オシメを洗ふ事) 赤い實はと きけば

ぶくく〜と答へ 赤ちやん(桃太郎の事)はとい

へば

ヤンヤ〜といふ、

氣に入らぬ事ありて、泣く時はわざ〜、グリ

ヤ〜といふ

五月十八日 この頃は、人の言ふ事を、大抵は眞

似し得る様になりたり、そして何か、分らぬ事

を、ウヂヤ〜云つて居る、言語收得の能力、

漸く盛に、活動し來る頃と覺ゆ、

ピアノ弾く手付 頗る甘し、

五月十九日 貞ちやん居ないよといへば「オツタ

〜」と云つて顔をぶらし出して來る、これは父の

語を眞似るなり

婦人と親族法

太田 英 隆

第二節 戸主及家族の權利義務

第一項 戸主の權利

戸主と家族との關係は、族長又は家長が、その部下に對せる關係の進化したものに外ありません。

太古に於きましては、族長とか家長とか云ふものは、その權利が廣くて生殺與奪は、意の欲する儘

でありました。が、段々世が進むに従つて、之等の

權は全く變じて、家長權は親權となりました。さ

うして、我民法では、戸主の權利として認むるも

のは左の如くであります。

(一) 家の氏を稱するの權、氏と云ふのは皆さん

御承知の通り、家を明かに表はす記號でありま

して、自分の家と他人の家とを區別する標準で

三十五